

第3期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
木曽岬町

目次

第1章 総論	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画期間	6
3 計画の位置づけ	6
4 計画策定の経過	7
第2章 こども・子育てを取り巻く現状の分析	8
1 町の人口・世帯等の動向	8
2 教育・保育の状況	11
第3章 木曽岬町のこども・子育てを取り巻く課題	13
第4章 基本理念等	19
1 基本理念	19
2 基本目標	19
3 教育・保育提供区域の設定	19
4 施策の体系	20
第5章 教育・保育、こども・子育て支援	21
1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	24
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	26
3 その他のこども・子育て支援事業の方針等	36
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	38
第6章 関係機関と連携した施策等	39
1 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保	39
2 こどもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携	39
3 職業生活と家庭生活との両立の推進等	40
4 外国につながるこどもと家庭への支援の充実	40
5 放課後等のこどもの居場所の充実	40
6 こども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進	40
第7章 こどもの貧困対策	41
1 教育の支援	41
2 生活の支援	42
3 保護者に対する就労の支援	42
4 経済的支援	43
第8章 計画の推進体制	44
1 関係機関等との連携	44
2 計画の点検・評価	44
3 こども計画の策定	44
資料	45
1 子ども・子育て会議設置要綱及び委員名簿	45
2 計画の策定経過	47
3 用語解説	47

※本計画における「こども」の表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用します。（特別な場合：法令等に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合等）

第1章 総論

1 計画策定の背景と目的

(1) 本町のこれまでの取組

本町は、令和2年3月に“子育ての『輪』がひろがるまち・きそさき”を基本理念とする「第2期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定し、こどもたちの健やかな成長と子育てを支援するため、産前・産後のサポート、木曽岬こども園等を通じた教育・保育の提供と子育て支援、保護者の経済的負担の軽減策をはじめ、妊娠期から子育て期を通して、切れ目のない様々な施策・事業の展開に努めてきました。

(2) こども・子育てを取り巻く国の動向

この間、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、こども・子育てを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しています。

(3) 計画の目的

このような状況の中、本町の第2期計画が令和6年度で終了することから、その実績や町民のニーズ等を踏まえた上で、国における関連法制度の改正等を踏まえつつ、「第3期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本町は、新たな計画に基づき、本町のこどもたちの夢を育て、ゆとりを持った子育てができる環境づくりを推進します。

参考1 こども基本法（令和4年法律第77号）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこどもの意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考2 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	● 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ● この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ● 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ● 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ● 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	● 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ● 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	● 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

すべてのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取組のことであります。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目のない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、支援を必要とするすべての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	● 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（３）すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを行う。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障がい児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障がいの有無に関わらず、すべてのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）について、その概要は次のとおりです。

◆乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

	概要
対象となるこども	● 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）	
実施方法等	（１）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

2 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の総合的な達成状況の確認と見直しを行います。

また、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合や計画内容に変更があった場合は、期間中であっても見直しを行うものとしします。



3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としても位置づけます。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を包含し、策定を行います。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（市町村計画）

第十条第二項 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

4 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（０～５歳）の保護者及び小学生（１～６年生）の保護者を対象として、こども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。

また、こども・子育て支援に関わる町内の関係機関・団体等（こども園、小中学校、学童保育所、医師会・歯科医師会、ＰＴＡ、各種相談機関等）を対象として、課題等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

さらに、子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定及び変更する場合には、合議制の機関の意見を聴かなければならないとされ、この機関の役割として、こども・子育て支援施策の実施状況を調査・審議するとされています。このため、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や保育・教育関係者等で構成される「木曽岬町子ども・子育て会議」を設置し、この計画の記載事項について審議を行います。

そして、町民から計画に対する意見等を募集し、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施します。



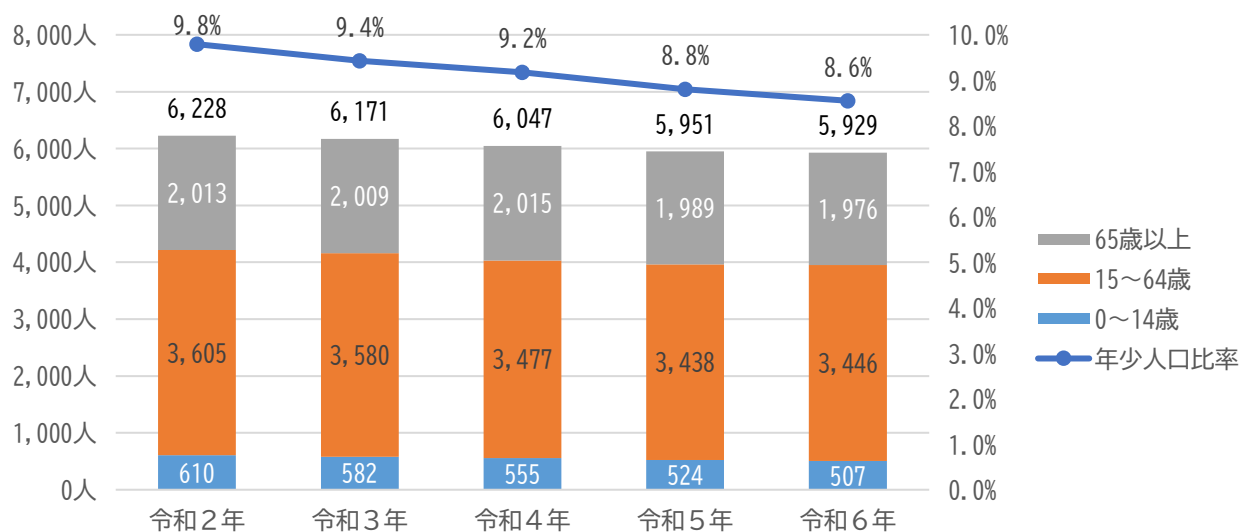
第2章 こども・子育てを取り巻く現状の分析

1 町の人口・世帯等の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在 5,929 人で年々減少しており、年齢3区分のいずれも減少傾向です。うち年少人口（0～14歳）は、令和6年4月1日現在 507 人で、年少人口比率は 8.6%と低下傾向で推移しています。

■総人口及び年齢3区分別人口等の推移

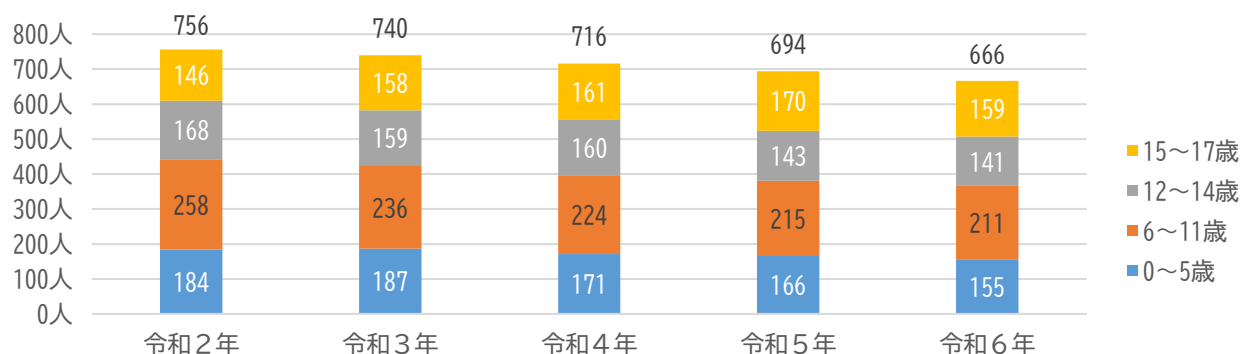


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) こどもの人口の推移

18歳未満のこどもの人口は、令和6年4月1日現在 666 人で、うち就学前児童（0～5歳）が 155 人、小学生（6～11歳）が 211 人などとなっており、年によって増減はあるものの、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

■18歳未満人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口に関する県内市町との比較

本町の0～14歳の年少人口比率は、令和4年10月1日時点で8.6%となっており、三重県の平均(11.7%)を下回り、県内市町の下位に位置しています。

合計特殊出生率は、令和4年が0.83となっており、三重県の平均(1.40)を下回り、県内市町の最下位に位置しています。

■年少人口比率(令和4年10月1日)

順位	市町等	年少人口比率
—	三重県	11.7%
1	朝日町	17.5%
2	川越町	14.3%
3	東員町	13.7%
4	玉城町	13.6%
4	菰野町	13.6%
23	木曽岬町	8.6%
29	南伊勢町	5.5%

■合計特殊出生率※(令和4年)

順位	市町	合計特殊出生率
—	三重県	1.40
1	朝日町	1.87
2	南伊勢町	1.81
3	大台町	1.73
4	紀宝町	1.71
5	東員町	1.65
29	木曽岬町	0.83

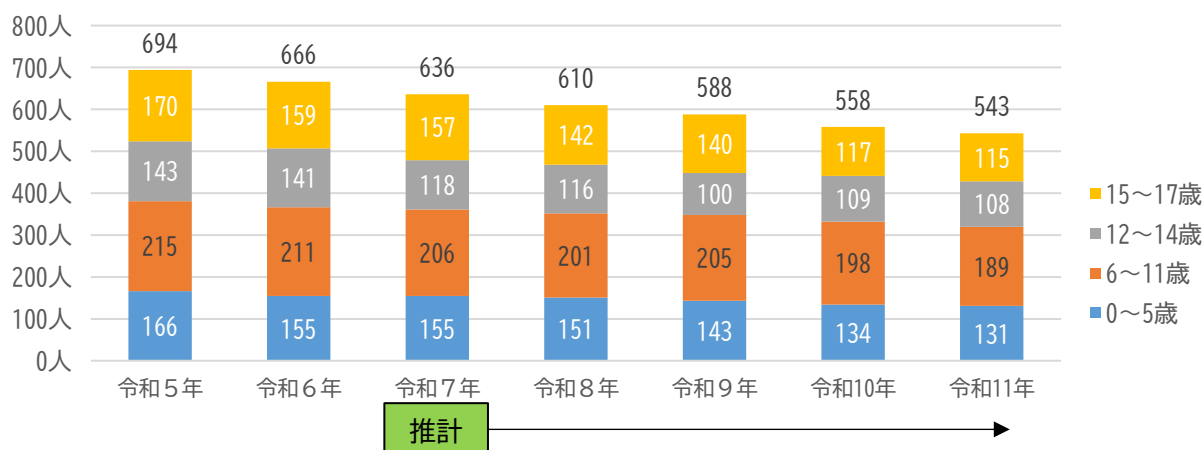
資料：三重県「2024 統計でみる三重のすがた(令和6年4月)」

※15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むとしたときのこどもの数に相当

(4) こどもの人口の推計

18歳未満のこどもの人口は、本計画の期間中に600人を下回る見通しであり、うち就学前児童(0～5歳)をはじめ、いずれの年齢区分も減少傾向で推移する見込みです。

■18歳未満人口の推計※



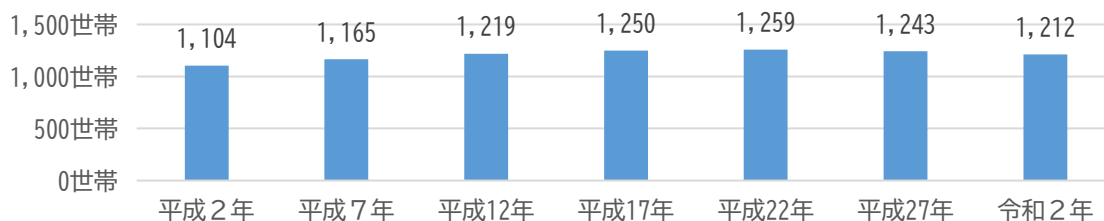
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

※平成31年から令和6年の住民基本台帳における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計

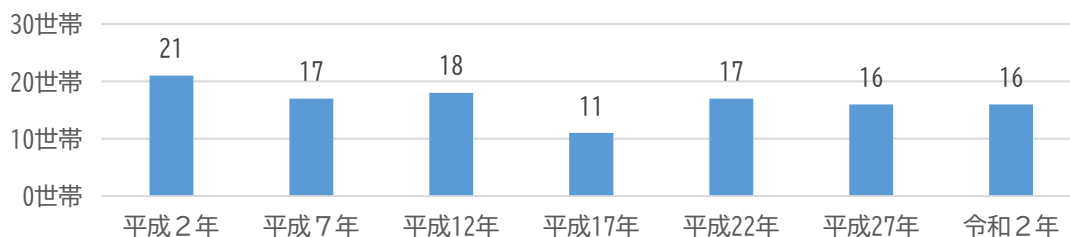
(5) 世帯の推移

本町の核家族世帯数は、令和2年10月1日時点で1,212世帯となっており、増加傾向から平成22年以降、減少傾向に転じています。また、母子・父子世帯数は、令和2年10月1日時点で16世帯となっており、10世帯台前半から20世帯台前半で推移しています。

■核家族世帯の推移



■母子・父子世帯の推移

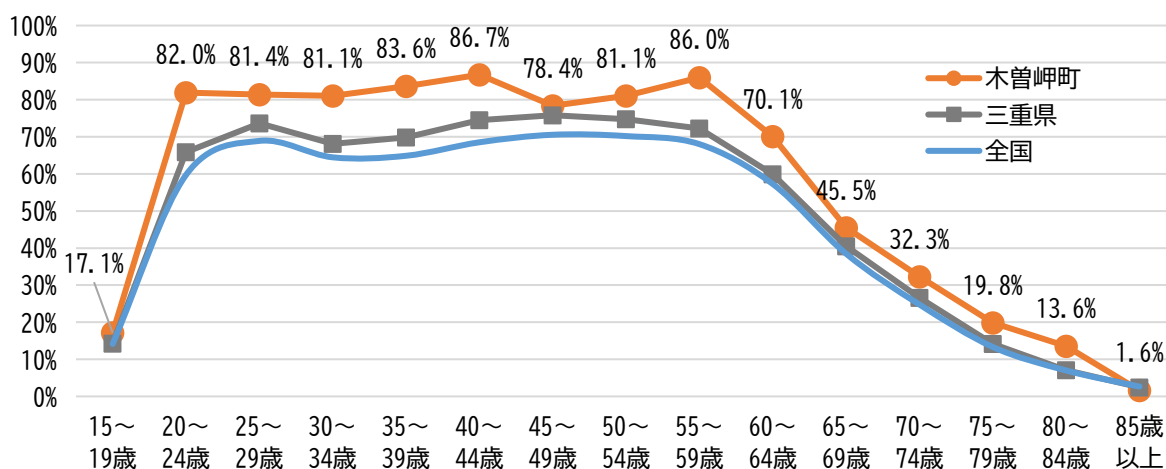


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(6) 女性の就業率

本町の女性の就業率は、全国及び県と比較して高い傾向が見られ、特に20歳台前半から40歳代前半にかけての就業率が高く、出産期から子育て期において、仕事と子育ての両立を支援する施策・事業を推進していく必要があります。

■女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

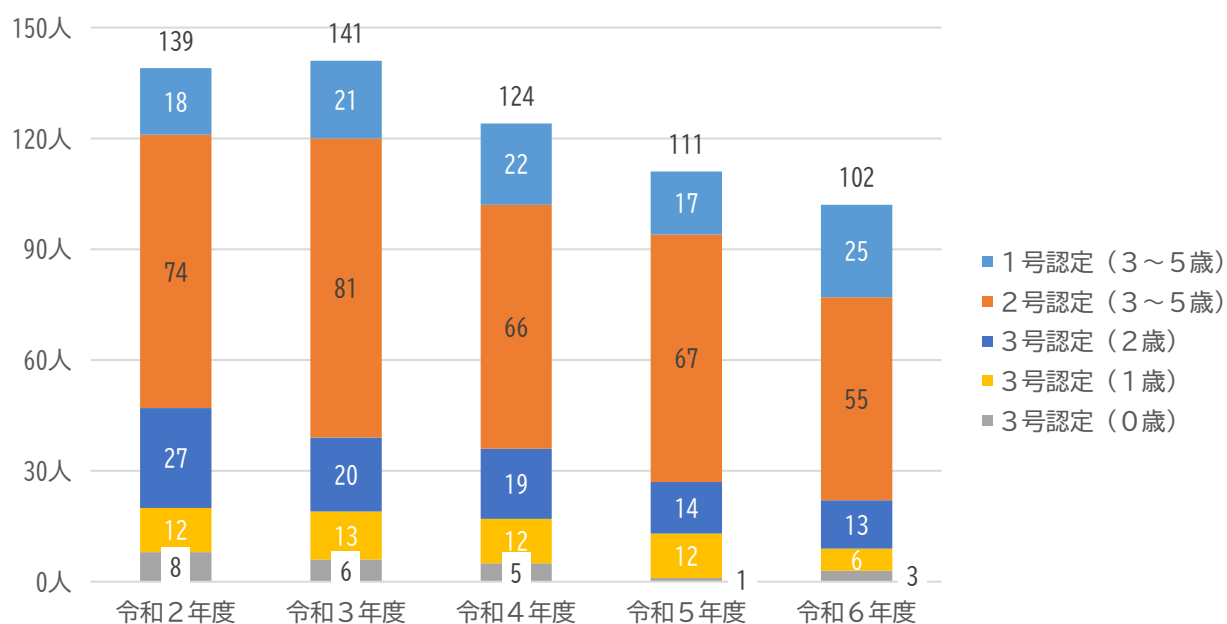
2 教育・保育の状況

(1) 教育・保育給付認定

本町の教育・保育給付認定の数は、令和6年度現在で102人となっており、こどもの人口の減少に伴い概ね減少傾向です。

各認定区分の対象人口に占める比率は、令和6年度現在、3号認定（0歳）が15.0%、3号認定（1歳）が27.3%、3号認定（2歳）が43.3%、1号認定（3～5歳）が30.1%、2号認定（3～5歳）が66.3%となっています。

■教育・保育給付認定の推移



支給認定区分	対象施設	対象人口に占める比率 (令和6年度)
1号認定 (3～5歳)	幼稚園又は認定こども園	30.1%
2号認定 (3～5歳)	保育所又は認定こども園	66.3%
3号認定 (0歳)	保育所又は認定こども園等	15.0%
3号認定 (1歳)	保育所又は認定こども園等	27.3%
3号認定 (2歳)	保育所又は認定こども園等	43.3%

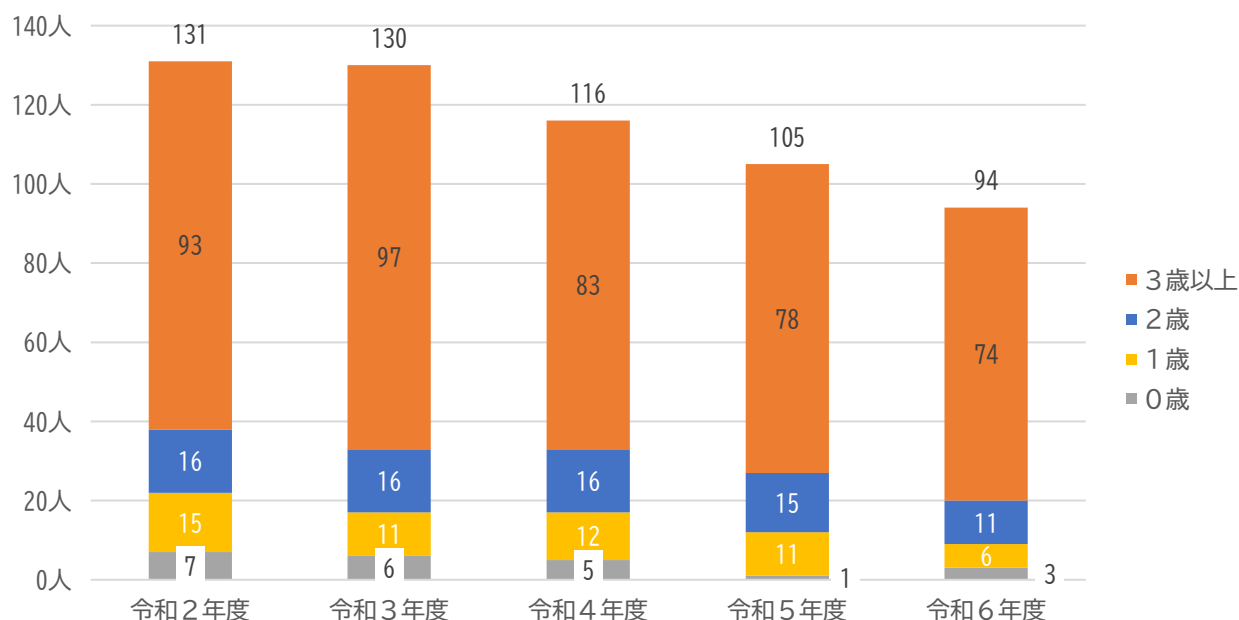
資料：子ども・健康課資料



(2) 木曽岬こども園の利用児童数

本町の就学前における教育・保育施設は、幼保連携型認定こども園である「木曽岬こども園」1か所であり、利用児童数は令和6年度現在で94人となっており、減少傾向です。

■木曽岬こども園の利用児童数の推移

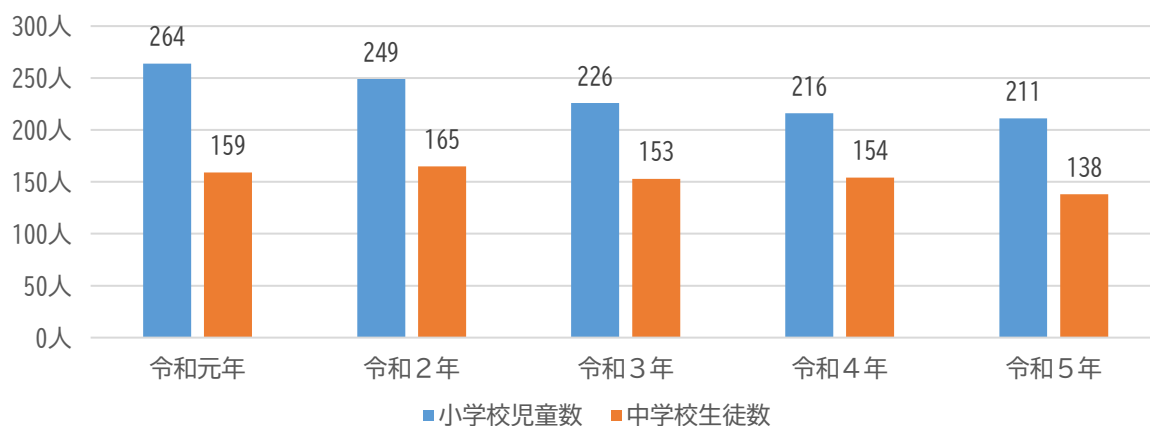


資料：子ども・健康課資料

(3) 小学校及び中学校の児童・生徒数

本町の小学校及び中学校は各1校であり、令和5年時点で小学校の児童数は211人、中学校の生徒数は138人となっており、いずれも概ね減少傾向です。

■小学校及び中学校の児童・生徒数の推移



資料：学校基本調査

第3章 木曽岬町のこども・子育てを取り巻く課題

保護者及び関係団体等へのアンケート調査結果や第2期計画の進捗状況を踏まえつつ、第3期計画の課題を整理すると、次のとおりです。

【課題1】相談支援体制の強化

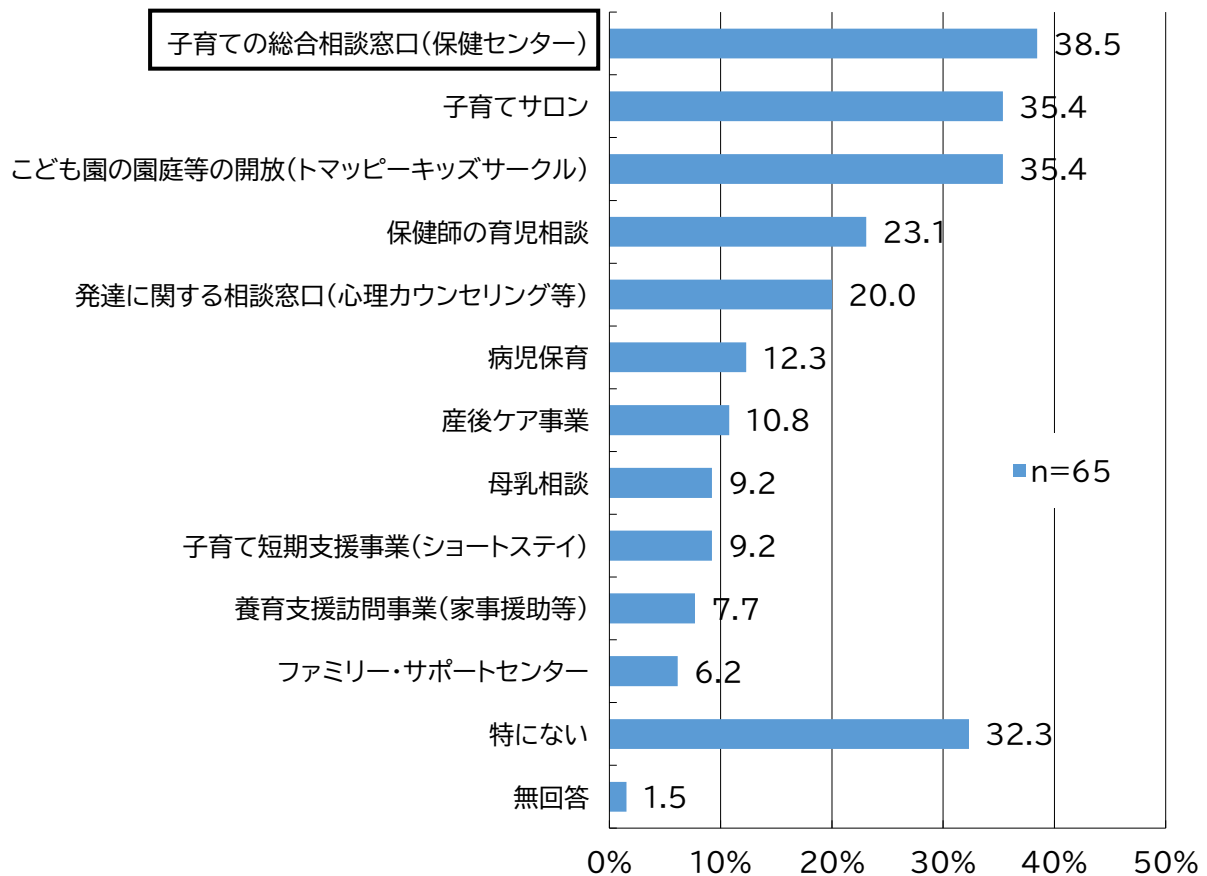
本町では、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加など、家庭を取り巻く環境変化に伴い、こどもや子育て家庭が抱える悩みや課題も変化し、複雑化する傾向があります。

このような状況を踏まえて、本町では保健センター内に子育てに関する不安や悩み事に対応する「子育て世代包括支援センター」、こどもの発達や学力の遅れなどの相談に対応する「こども相談センター」を設置し、様々な相談に応じ、切れ目のない支援をワンストップで行っています。

なお、就学前児童の保護者アンケート調査の結果によると、今後（今後とも）利用したい町の事業として、「子育ての総合相談窓口（保健センター）」が最上位にあがっています。

今後も、妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型の相談支援を図るとともに、子育てに困難を抱える家庭やヤングケアラー等を含め、複雑化する課題に対応するための相談支援体制の強化が求められます。

〈今後（今後とも）利用したい事業（就学前児童の保護者アンケート調査）〉〔複数回答可〕



※nは設問の回答者数

【課題2】親子や子ども同士、保護者同士の交流のさらなる促進

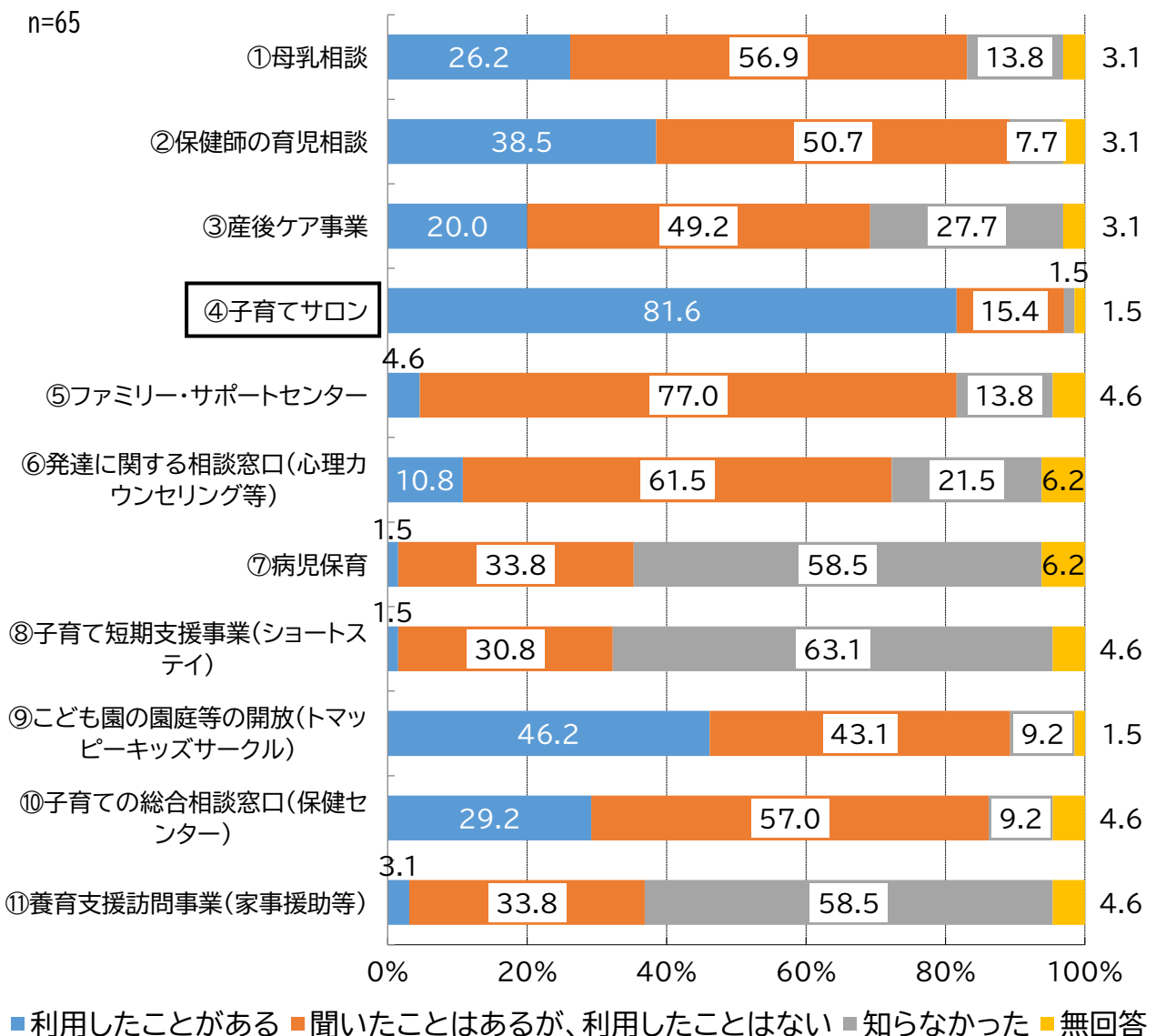
本町では、人口減少に伴い、まわりに同じ年齢層の子どもを持つ子育て家庭の数が減少することで、子ども同士や保護者同士の交流の不足とともに、子育てに孤立感を感じる保護者の増加などが懸念されます。

このような状況を踏まえて、本町では子育て支援センターにおいて毎週月～金曜日の午前中に「子育てサロン」を開設しており、就園前の親子の友だちづくりを支援したり、子育ての不安や悩みを相談する機会を設けています。

この「子育てサロン」は、就学前児童の保護者アンケート調査の結果において、町の子ども・子育て支援事業の中で認知度、利用率ともに最も高い事業（認知度 97.0%※、利用率 81.6%）となっており、今後（今後とも）利用したい事業としても上位にあがっています。（※認知度は「利用したことがある」、「聞いたことはあるが、利用したことはない」を合わせた割合）

今後も、安心して子育てできる環境づくりのため、親子や子ども同士、保護者同士が出会え、遊べる場の提供とその充実を図り、住民同士の交流や情報交換等をさらに促進する必要があります。

〈町の子ども・子育て支援事業の認知度・利用率（就学前児童の保護者アンケート調査）〉



【課題3】教育・保育、子育て支援事業の充実

本町では、「木曽岬こども園」を通じて、保護者の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前のこどもに適切な教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を行っています。

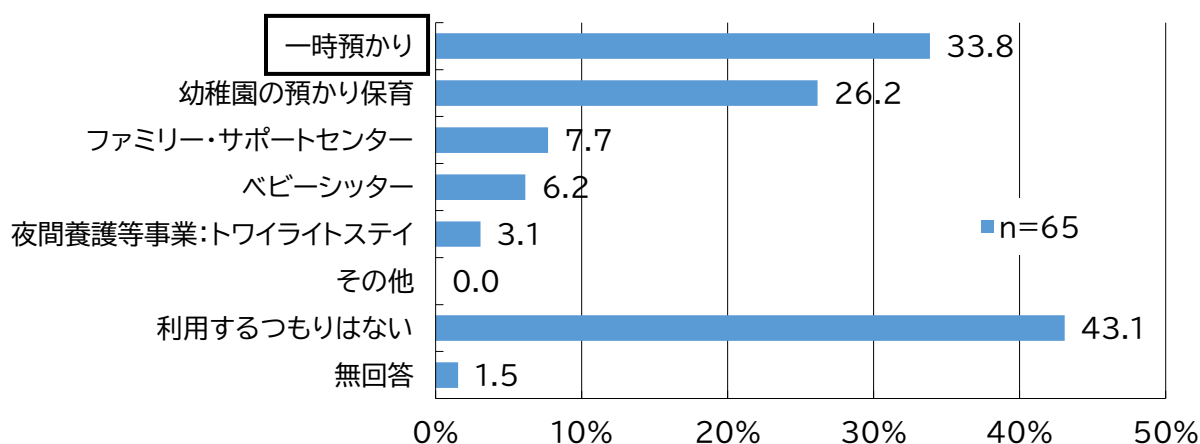
また、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業など、妊娠期から子育て期まで、切れ目無く子育てを支援する各種事業を展開しています。

なお、就学前児童の保護者アンケート調査の結果によると、肯定的に評価する町の子育ての環境や支援について、“こども園（保育園・幼稚園）などに入所しやすい”ことが最も高い割合となっています。

同じく、就学前児童の保護者アンケート調査の結果によると、今後、不定期に利用したい一時預かり事業について、「一時預かり」の利用希望率は、全体では 33.8%、こどもが0～2歳では 54.5%、母親が就労していない場合では 52.6%となっています。

今後も、保護者の就労の有無に関わらず、また、障がい児や医療的ケアを必要とするこどもを含め、すべてのこどもと子育てを支援するための教育・保育の提供に努めるとともに、ニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

〈今後、不定期に利用したい一時預かり事業（就学前児童の保護者アンケート調査）〉〔複数回答可〕



〈こどもの年齢2区分別等〉

	回答者数 n=	一時預かり	幼稚園の 預かり保 育	ファミ リ・サ ポートセ ンター	夜間養護 等事業： トワイラ イトステ イ	ベビー シッター	その他	利用する つもりは ない	無回答
全体	65	33.8%	26.2%	7.7%	3.1%	6.2%	0.0%	43.1%	1.5%
こどもの年齢 2区分									
0～2歳	33	54.5%	33.3%	9.1%	0.0%	9.1%	0.0%	24.2%	3.0%
3～5歳	27	11.1%	18.5%	3.7%	3.7%	0.0%	0.0%	63.0%	0.0%
配偶者の有無									
いる	58	36.2%	27.6%	8.6%	3.4%	6.9%	0.0%	39.7%	1.7%
いない	7	14.3%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	71.4%	0.0%
家庭での使用 言語									
日本語のみ	60	36.7%	26.7%	8.3%	3.3%	6.7%	0.0%	40.0%	1.7%
日本語以外を使用	4	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	75.0%	0.0%
母親の就労状 況									
フルタイム	20	15.0%	30.0%	5.0%	10.0%	10.0%	0.0%	45.0%	5.0%
パート・アルバイト等	26	34.6%	11.5%	7.7%	0.0%	7.7%	0.0%	53.8%	0.0%
就労していない	19	52.6%	42.1%	10.5%	0.0%	0.0%	0.0%	26.3%	0.0%
町の子育て環 境や支援への 満足度									
満足度1・2	22	31.8%	27.3%	13.6%	9.1%	13.6%	0.0%	45.5%	0.0%
満足度3	24	41.7%	25.0%	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%	41.7%	0.0%
満足度4・5	17	29.4%	23.5%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	41.2%	5.9%

【課題4】放課後等のこどもの居場所の充実

本町では、仕事と子育ての両立支援やこどもの健全育成を目的に、保護者が就労しているこどもの放課後の遊び場や生活の場を提供する「学童保育所」の設置とともに、土曜日や長期休業中にこどもの体験活動の場を提供する「ホリデー教室（放課後子ども教室）」を開催しています。

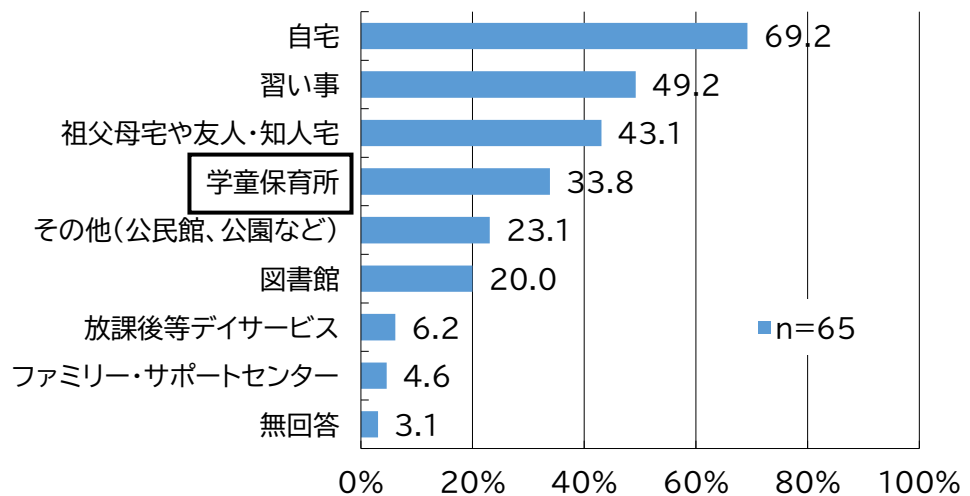
なお、就学前児童の保護者アンケート調査の結果によると、小学校低学年（１～３年生）時、放課後を過ごさせたい場所として、「学童保育所」の利用希望率は、全体では 33.8%、母親がフルタイムで就労している場合では 50.0%となっています。

また、小学生の保護者アンケート調査の結果によると、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関する意見として、学童保育の質の向上等に関する意見が比較的多く寄せられています。

今後も、「学童保育所」や「ホリデー教室（放課後子ども教室）」を通じて、こどもの身近な居場所を提供するとともに、木曽岬町社会福祉協議会（ふれあいの里）にて小中学校の長期休業期間中に実施している「みんなの居場所事業」および「みんなで食堂事業」とも連携をして、充実を図る必要があります。

〈小学校低学年（１～３年生）時、放課後を過ごさせたい場所（就学前児童の保護者アンケート調査）〉

〔複数回答可〕



〈こどもの年齢２区分別等〉

	回答者数 n=	自宅	祖父母宅 や友人・ 知人宅	習い事	学童保育 所	放課後等 デイサー ビス	ファミ リー・サ ポートセ ンター	図書館	その他 (公民 館、公園 など)	無回答
全体	65	69.2%	43.1%	49.2%	33.8%	6.2%	4.6%	20.0%	23.1%	3.1%
こどもの年齢 2区分										
0～2歳	33	69.7%	45.5%	51.5%	39.4%	6.1%	6.1%	27.3%	36.4%	3.0%
3～5歳	27	70.4%	33.3%	44.4%	25.9%	3.7%	0.0%	7.4%	3.7%	3.7%
配偶者の有無										
いる	58	72.4%	46.6%	51.7%	32.8%	6.9%	5.2%	22.4%	24.1%	0.0%
いない	7	42.9%	14.3%	28.6%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%
家庭での使用 言語										
日本語のみ	60	68.3%	41.7%	46.7%	35.0%	5.0%	5.0%	18.3%	23.3%	1.7%
日本語以外を使用	4	100.0%	75.0%	100.0%	25.0%	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%
母親の就労状 況										
フルタイム	20	45.0%	45.0%	40.0%	50.0%	10.0%	0.0%	15.0%	15.0%	0.0%
パート・アルバイト等	26	69.2%	42.3%	46.2%	30.8%	7.7%	7.7%	15.4%	15.4%	7.7%
就労していない	19	94.7%	42.1%	63.2%	21.1%	0.0%	5.3%	31.6%	42.1%	0.0%
町の子育て環 境や支援への 満足度										
満足度1・2	22	63.6%	36.4%	50.0%	45.5%	4.5%	9.1%	18.2%	27.3%	0.0%
満足度3	24	83.3%	54.2%	58.3%	25.0%	12.5%	4.2%	29.2%	29.2%	0.0%
満足度4・5	17	58.8%	41.2%	35.3%	35.3%	0.0%	0.0%	11.8%	11.8%	5.9%

【課題5】こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

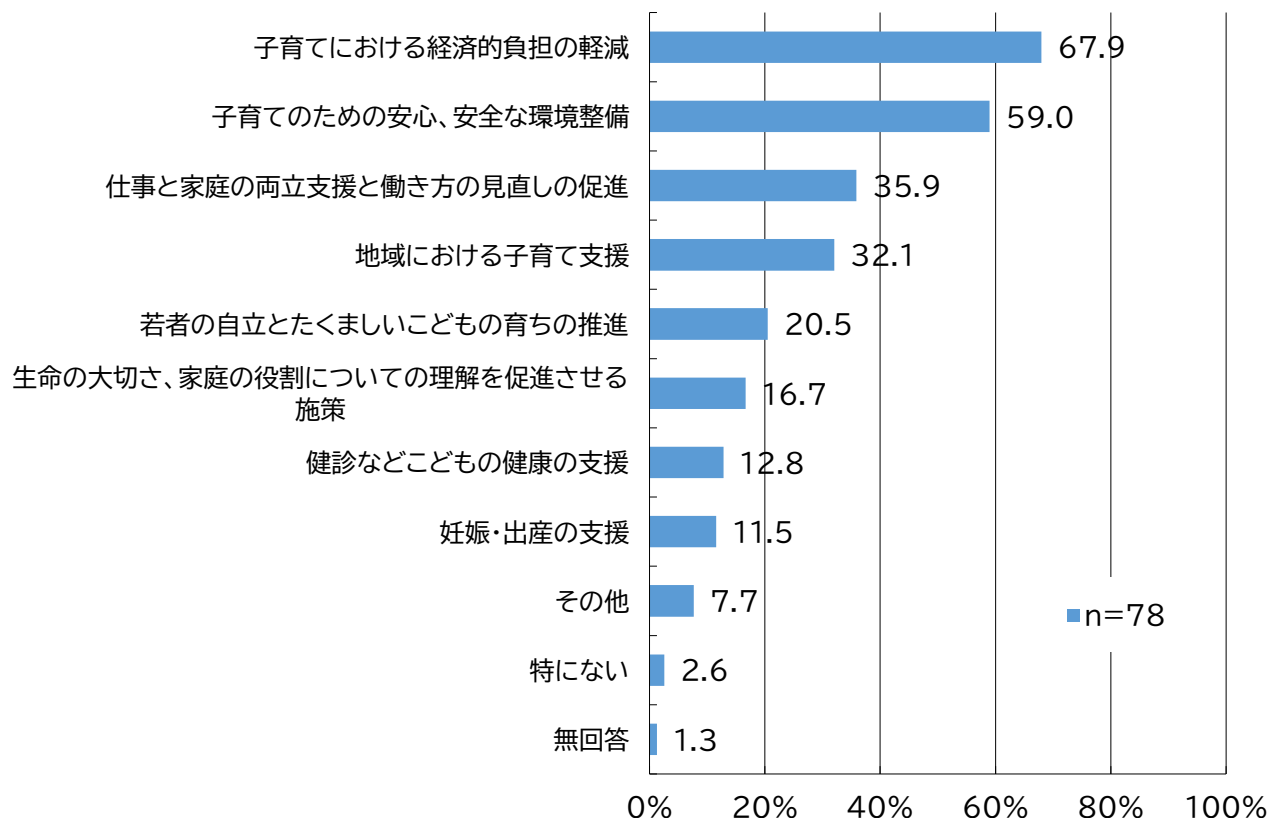
本町では、「土曜チャレンジスクール」や「こども未来塾」といった学習支援から、就学援助や学校給食費の負担軽減などの経済的支援まで、家庭の環境や経済状況に影響されることなく学び、成長できる環境づくりに努めています。

なお、小学生の保護者アンケート調査の結果によると、過去1年間の経済的な理由による経験の有無について、「何度かあった」という回答は、“電気・ガス・水道料金の滞納”、“家賃や住宅ローンの滞納”が5.1%となっています。また、望ましい子育て支援施策について、「子育てにおける経済的負担の軽減」が67.9%と最も高くなっています。

一方、就学前児童の保護者アンケート調査の結果によると、肯定的に評価する町の子育ての環境や支援について、“子育て世帯への経済支援が充実している”ことが比較的上位にあがっています。

今後も、こどもの貧困の解消に向けて、ひとり親家庭や貧困家庭のこどもに対する教育の支援や経済的支援など、必要な対策を推進する必要があります。

〈望ましい子育て支援施策（小学生の保護者アンケート調査）〉〔複数回答可〕



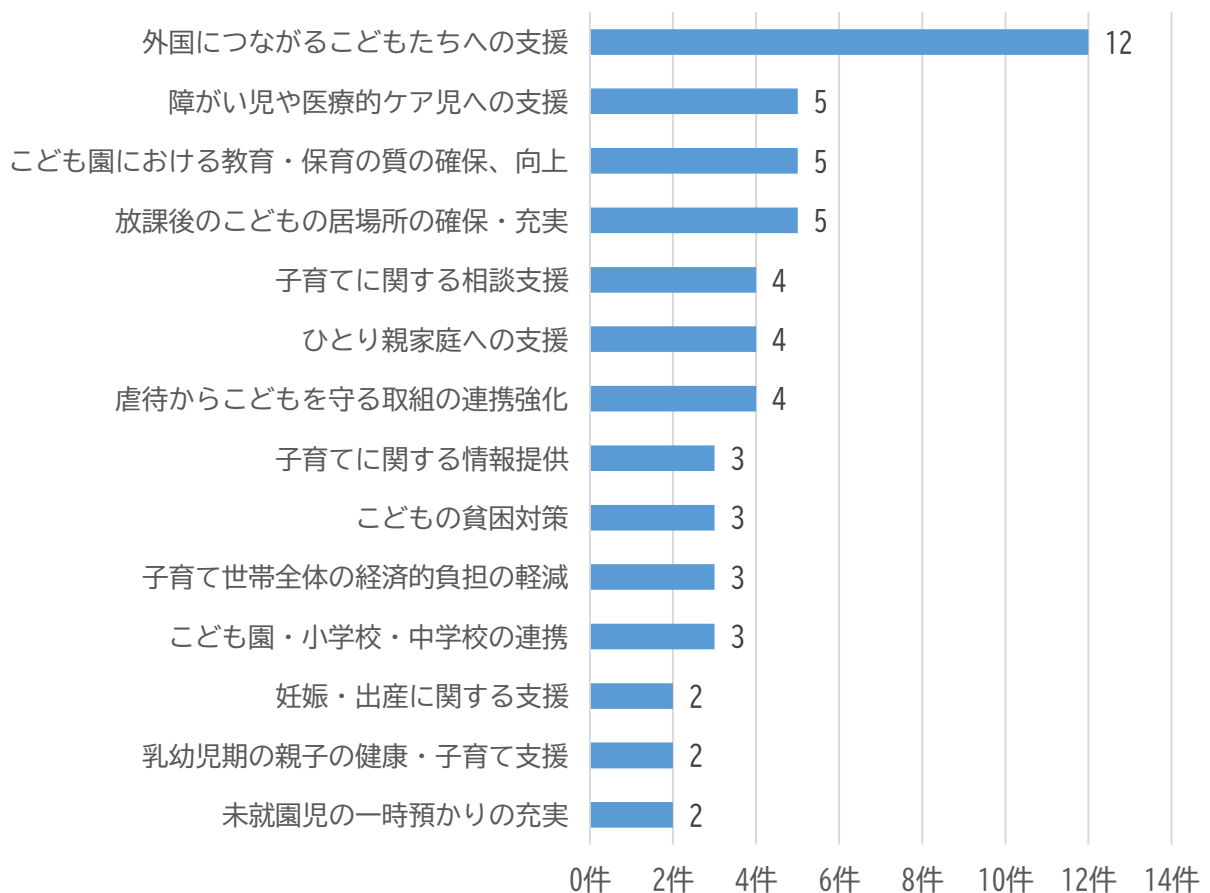
【課題6】外国につながる子どもやその保護者への支援

本町では、外国人住民数が増加しており、県の「外国人住民国籍・地域別人口調査（令和5年12月31日現在）」の結果によると、本町の総人口に占める外国人住民の割合は10.4%で、県平均（3.6%）を大きく上回る水準であり、県内市町で最も高い割合となっています。

なお、子ども・子育て支援に関わる町内の関係機関・団体等へのアンケート調査の結果によると、“機関・団体・施設において課題となっている施策や今後、木曽岬町として取組を強化すべき施策”について、「外国につながる子どもたちへの支援」をあげた団体等が最も多い状況であり、外国人住民の割合の高さを反映した結果となっています。

この調査では、親子で日本語を学ぶ機会の充実や学校や教育委員会、福祉部局が連携した取組の必要性などが課題としてあがっており、町内に暮らすすべてのこどもの健全育成に向けて、外国につながる子どもやその保護者への支援の充実が求められます。

〈機関・団体・施設において課題となっている施策や今後、木曽岬町として取組を強化すべき施策（関係機関・団体等へのアンケート調査）〉〔複数回答可〕



第4章 基本理念等

1 基本理念

本町は、令和6年3月に策定した「木曽岬町第6次総合計画（2024▶2033）」において、10年後に目指す基本目標（施策の大綱）の一つとして、『すべての住民に優しい健康・福祉施策の充実』を掲げ、こどもたちの夢を育て、ゆとりを持った子育てができる環境づくりを推進することとしています。

この方向性を踏まえ、本計画は『こどもたちの夢を育て、子育てにやさしいまち・きそさき』を基本理念として設定し、こどもたちが夢や希望を持って健やかに成長し、安心してこどもを産み育てることのできるまちを目指します。

【基本理念】

こどもたちの夢を育て、子育てにやさしいまち・きそさき

2 基本目標

本計画の基本目標は、第2期計画を継承しつつ、こどもの貧困対策に関わる目標を追加した5つの基本目標を設定します。

【基本目標】

- 1 保育サービス・教育環境の充実
- 2 地域の子育て支援体制の充実
- 3 児童の健全育成
- 4 子育てを支援するネットワークづくり
- 5 貧困の解消・貧困の連鎖の防止【新規】

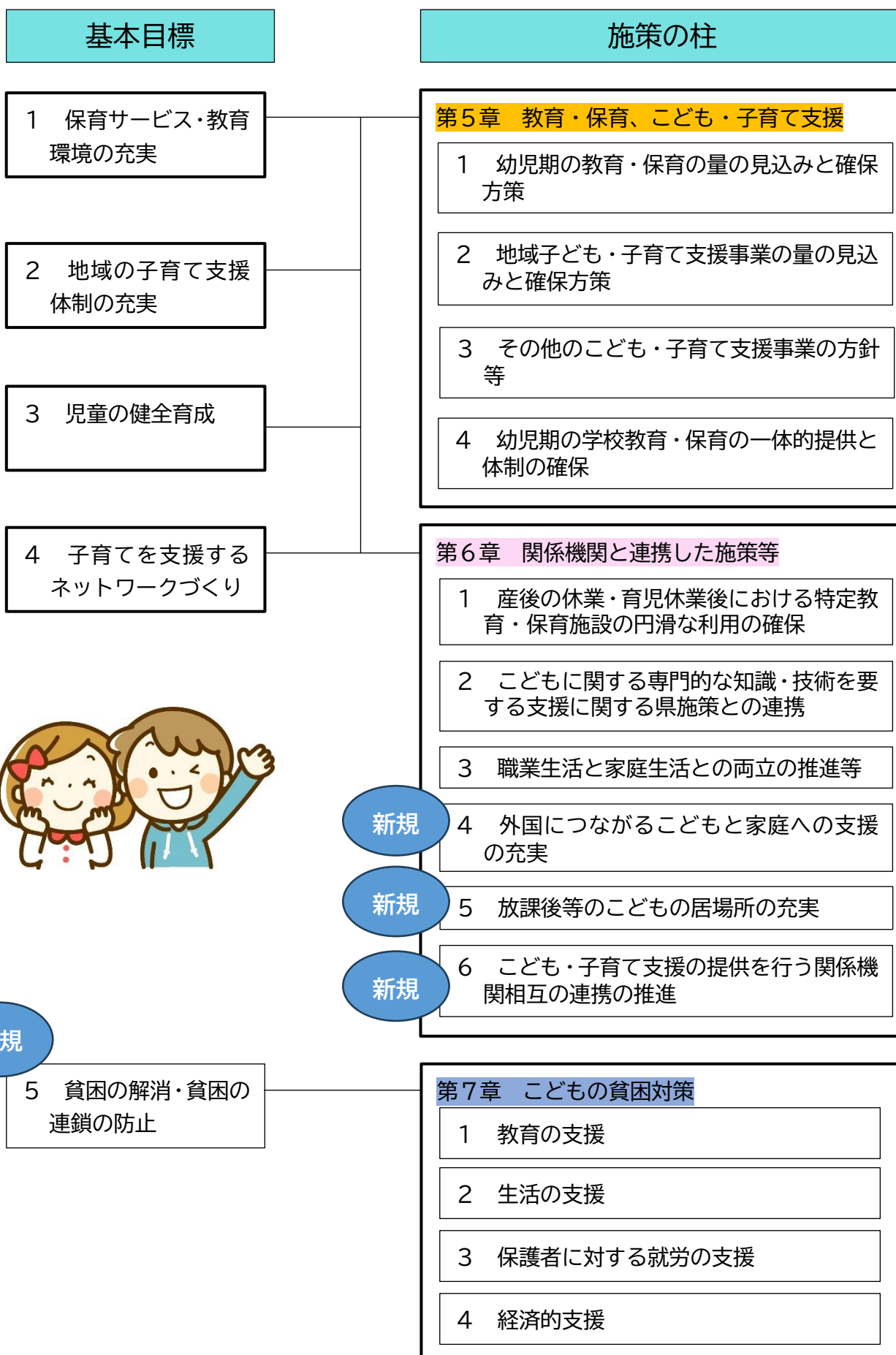


3 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町は、河川や山間部に隔てられておらず、地形条件・生活圏域が一体となっているため、第2期計画の考え方を継承し、町全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。

4 施策の体系



第5章 教育・保育、こども・子育て支援

本計画については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、就学前の教育・保育（認定こども園等）及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（需要量）」を設定し、それに対応する「確保方策」を定めることになっています。量の見込み及び確保方策を設定する事業は、次表のとおりです。

【教育・保育】

支給認定区分		対象の家庭	利用する事業	事業の概要
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭	● 認定こども園	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
2号	こどもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭	● 幼稚園	幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
	こどもが満3歳以上	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育園 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育園 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外のこどもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

【地域子ども・子育て支援事業（国の事業メニューであり、本町で未実施の事業も含む）】

事業		事業概要	対象年齢等
①	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、事業類型は、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを市の窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の3種類	妊産婦、子育て中の親子等
②	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。子育て支援センターなど	0～2歳
③	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業	0歳
⑤	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
⑥	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	0～5歳
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	0～5歳、1～6年生
⑧	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	幼稚園型 3～5歳（幼稚園在園児）
			幼稚園型以外 0～5歳

事業		事業概要	対象年齢等
⑨	延長保育事業	保育認定（２号、３号）を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園において保育を実施する事業	０～５歳
⑩	病児保育事業	病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業	０～５歳、１～６年生
⑪	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	１～６年生
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況などを勘案して、幼稚園、保育園などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	低所得で生計が困難である支給認定保護者のこども
⑬	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	幼稚園、保育園などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園、保育園などの設置又は運営を促進するための事業	新規参入施設等の事業者
⑭	妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠８か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの３つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊産婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）
⑮	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者
⑯	【新規事業】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育園等を利用できる事業	認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない０歳６か月～満３歳未満の児童
⑰	【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等

事業		事業概要	対象年齢等
⑮	【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
⑯	【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等

1 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（教育を希望し、認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	25	21	20	18	17	17
②確保方策 木曽岬こども園	25	21	20	18	17	17
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

木曽岬こども園において必要な定員の確保を図ります。

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3～5歳の就学前児童）

（単位：人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	55	69	66	60	54	53
②確保方策 木曽岬こども園	55	69	66	60	54	53
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

木曽岬こども園において必要な定員の確保を図ります。

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満の就学前児童）

【0歳】

（単位：人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	3	4	4	4	3	3
②確保方策 木曽岬こども園	3	4	4	4	3	3
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は町担当課資料

【1歳】

（単位：人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	6	9	9	9	9	8
②確保方策 木曽岬こども園	6	9	9	9	9	8
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は町担当課資料

【2歳】

（単位：人）

	実績	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要定員総数）	13	15	14	15	15	14
②確保方策 木曽岬こども園	13	15	14	15	15	14
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は町担当課資料

■ 確保方策

木曽岬こども園において必要な定員の確保を図ります。木曽岬こども園は、0歳6か月から入園可能であり、今後も乳児保育を提供できるよう、保育士等必要な体制を確保します。

(4) 保育利用率の設定

全国的に待機児童が多い3歳未満児について、保育利用率を以下の通り見込みます。現在待機児童のいない本町においては、今後も待機児童を発生させないよう、保育を提供していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満人口（A）	65	65	65	63	61
3歳未満保育利用数（B）	28	27	28	27	25
3歳未満保育利用率（B/A）	43.1%	41.5%	43.1%	42.9%	41.0%

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業には、「基本型（子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う）」、「特定型（いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する）」、「こども家庭センター型（母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1	1
②確保方策	基本型	0	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型 （旧母子保健型）	1	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績は町担当課資料

【新規事業】地域子育て相談機関

単位：実施か所数（か所）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み			1	1	1	1	1
②確保方策			1	1	1	1	1
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

■ 確保方策

子育て世代包括支援センターで実施してきた旧母子保健型の事業については、新たに開設する「こども家庭センター」において継続して対応をするとともに、不登校児やヤングケアラーについての相談支援等の拡充を図ります

また、地域子育て相談機関は、中学校区に1か所程度の設置基準（目安）が国から示されており、この基準に基づき1か所設置し、身近な相談窓口として育児等に関する相談対応を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、地域の子育て支援を目的に子育て家庭の相談・指導の他、保護者の同士の交流の場として子育てサロンを開催し、絵本の読み聞かせ、音楽療法、ハッピーデー、計測、誕生会、ブックスタート等のイベントを行います。

単位：延利用者数（人回）、か所

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		4,451	4,575	4,575	4,575	4,434	4,293
②確保方策	延利用者数（人回）		4,575	4,575	4,575	4,434	4,293
	実施か所数（か所）		1	1	1	1	1
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も木曽岬町子育て支援センターにおいて、子育てサロン等保護者の交流の場の充実を図るとともに、子育て支援の専門性を有する職員の配置等、相談支援機能の強化を図ります。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦への健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	28	22	22	21	20	20
	延利用回数	267	245	245	234	223	223
②確保方策			245	245	234	223	223
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券（利用回数14回までが公費負担）を配布し、受診を奨励します。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

単位：訪問児童数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	19	18	18
②確保方策		20	20	19	18	18
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も保健師等による訪問を実施します。生後4か月までの乳児のいる家庭の全数訪問を目指します。また、希望者へは生後1か月までの新生児期の訪問を行います。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

単位：訪問児童数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	2	2	2
②確保方策		3	3	2	2	2
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も保健師等による訪問を実施します。



(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童福祉施設や里親にて必要な保護を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も町外の児童福祉施設（令和6年度現在、エスペランス四日市、エスペランス桑名）に委託し、事業を実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	2	2	2	1	1
②確保方策		2	2	2	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も三重県子どもNPOサポートセンターに委託し、朝日町と合同で「朝日町・木曽岬町ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	259	231	226	215	202	198
②確保方策 木曽岬こども園		231	226	215	202	198
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も木曽岬こども園で事業を実施します。ニーズに対応した保育士等の確保に努めます。

(9) 延長保育事業

保育園等で、就労等の理由による通常保育時間以外の時間の保育を実施する事業です。

単位：実利用者数（人）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保方策		0	0	0	0	0
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

本町では、本事業の実績はありませんが、ニーズを把握しつつ、事業実施を検討します。



(10) 病児保育事業

病気又は病気回復期の児童について、医療機関・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	病児型	0	5	5	5	5	5
②確保方策			5	5	5	5	5
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も民間の医療機関（令和6年度現在2か所）に委託し、事業を実施します。

(11) 放課後児童健全育成事業等

1) 放課後児童クラブ

保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校就学児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供しています。

単位：実利用者数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	15	10	11	13	13	10
	2年生	3	14	9	10	12	12
	3年生	10	3	13	8	9	11
	4年生	4	7	2	9	5	6
	5年生	2	2	3	1	4	2
	6年生	1	1	1	1	0	2
	合計	35	37	39	42	43	43
②確保方策			37	39	42	43	43
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和6年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

今後も団体に委託し、公設民営で実施します。木曾岬小学校の教室にて実施し、開所時間の拡大にあっては、団体と連携し取り組みます。

2) ホリデー教室（放課後子ども教室）

小学校1年生から6年生までの児童を対象に、休日における活動場所を提供するとともに、「知りたい」「やってみたい」「学びたい」という学習意欲の向上のきっかけをつくるための事業です。

単位：実施数（回）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①目標事業量（年あたり実施数）	24	24	24	24	24	24

■ 確保方策

今後も教育委員会事務局が運営し、北部公民館にて開催します。社会教育指導員及び社会教育指導員補助員がこどもの指導にあたります。

3) 放課後児童クラブとホリデー教室（放課後子ども教室）の連携等について

放課後子どもプラン運営会議を開催し、各事業の支援員等が情報を共有することで放課後児童クラブとホリデー教室の連携等を図っていきます。

4) 小学校の余裕教室等の活用について

小学校の余裕教室にて事業を実施する必要がある場合には、担当課と学校の間で協議を行い、施設の利用や管理等について調整を図っていきます。

5) 放課後児童クラブとホリデー教室の実施に係る連携について

放課後児童クラブ及びホリデー教室の一体的な実施を図るため、放課後子どもプラン運営会議の開催をはじめとして、教育委員会と子ども・健康課が連携を図る他、必要に応じて町の関係各課と連携して取り組むよう努めます。

6) 特別な配慮を必要とする児童への対応について

放課後児童クラブとホリデー教室における特別な配慮が必要な児童について、今後も児童が安心して過ごすことができるよう、支援方法等について情報提供を行い体制の充実を図ります。

7) 放課後児童クラブが役割をさらに向上させていくための方策について

児童の発達や要支援児・高学年児童への対応等に関する職員研修を実施しており、今後も研修や情報提供を通じた質の向上を図ります。

8) 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、周知を推進させるための方策について

ホームページやパンフレット等による周知を行うとともに、運営委員会や保護者説明会において放課後児童クラブにおける取組内容を周知します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

今後も対象者に必要な給付を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

■ 事業方針

本計画期間中については、本事業の実施を想定していません。

(14) 妊婦等包括相談支援事業※

妊産婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：年間面談実施合計回数（回）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	年間妊娠届出数／人	28	22	22	21	20	20
	一人当たり面談回数／回	3	3	3	3	3	3
	年間面談実施合計回数／回	84	66	66	63	60	60
② 確保方策	こども家庭センター		66	66	63	60	60
③ 過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

新設するこども家庭センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

(15) 産後ケア事業※

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：延利用者数（人日）

		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	デイサービス型	6	5	5	5	4	4
	訪問型	2	2	2	2	1	1
	宿泊型	2	2	2	2	2	2
	合計	10	9	6	9	7	7
②確保方策			9	6	9	7	7
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

資料：令和5年度実績（見込み）は町担当課資料

■ 確保方策

新設するこども家庭センターの事業として、産後ケアを必要とする母子にデイサービス型（日帰りタイプの産後ケア）と訪問型（助産師の訪問による自宅での産後ケア）、宿泊型（施設に宿泊するタイプの産後ケア）の3種類により事業を実施します。

なお、メンタルヘルスの対応を必要とする母子については、必要に応じて公認心理師・臨床心理士の相談支援を行うとともに、県や精神科医療機関等と連携した対応を図ります。

(16) 【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳		-	1	1	1	1
	1歳		-	1	1	1	1
	2歳		-	1	1	1	1
	合計		-	3	3	3	3
②確保方策	0歳		-	1	1	1	1
	1歳		-	1	1	1	1
	2歳		-	1	1	1	1
	合計		-	3	3	3	3
③過不足（②－①）			-	0	0	0	0

■ 確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、木曽岬こども園において定員どおりの受け入れを行えるよう、必要に応じた保育士の確保等、実施体制の確保を進めていきます。

(17)【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		8	8	8	8	8
②確保方策		8	8	8	8	8
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

要保護児童対策地域協議会等と連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、引き続き、児童虐待の未然防止を図ります。

以下の2事業は、本計画期間中の実施を想定していませんが、事業の対象となる世帯や児童の把握に努め、必要に応じて本事業の実施体制の確保を検討します。

(18)【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

(19)【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不適當と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等にに応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。



3 その他のこども・子育て支援事業の方針等

(1) こどもの発達支援事業

こどもの発達や言葉の遅れ等に関して、公認心理師・臨床心理士や言語聴覚士等による専門相談を実施しています。

■ 事業方針

今後も木曽岬町保健センターで実施します。公認心理師・臨床心理士や言語聴覚士等の専門家の確保に努め、相談支援機能の強化を図ります。また、関係機関と連携し発達支援事業を実施していきます。

(2) 各種健康診査の実施

妊産婦の健康促進及びこどもの健全な発育発達を促すため、各種健康診査を実施しています。

●産婦健康診査の実施

対象：産後2週及び4週
場所：委託医療機関

●妊産婦歯科健康診査

対象：妊娠期、産後1年以内
場所：委託医療機関

●4か月児健康診査、10か月児健康診査

対象：4か月児、10か月児
場所：委託医療機関

●1歳半健康診査

対象：1歳6～7か月
場所：木曽岬町保健センター

●3歳児健康診査

対象：3歳6～7か月
場所：木曽岬町保健センター

■ 事業方針

今後も町の広報やホームページ、メール配信サービス「すぐメール」等を通じて、各種健康診査の周知を図るとともに、各種健診の受診率の向上を図ります。

(3) その他の母子保健事業

こどもの健全な育成や子育て支援を図るため、各種教室や講座を実施しています。

●赤ちゃんふれあいセミナー

対象：小中学生
回数：年2回
場所：小中学校

●思春期コミュニケーション講座

対象：小中学生
回数：年2回
場所：小中学校

●チャイルドケア講座

対象：3～9か月
回数：年2回
場所：木曽岬町保健センター

●もぐもぐ教室

対象：3～6か月
回数：年4回
場所：木曽岬町保健センター

●のびのび指導室

対象：3、4か月
回数：年6回
場所：木曽岬町保健センター

●すこやか相談

対象：7～8か月
回数：月1回
場所：木曽岬町保健センター

●歯っぴい指導室

対象：9、10か月
回数：年6回
場所：木曽岬町保健センター

●個別フッ素塗布

対象：1歳4か月～3歳4か月
回数：一人7回
場所：協力医療機関

■ 事業方針

今後も町の広報やホームページ、メール配信サービス「すぐメール」等を通じて、母子保健事業の周知を図るとともに、各種教室・講座の参加率の向上を図ります。

●すくすくひろば

対象：1歳半健康診査が終わった児童
日程：月1回（第2木曜日）
場所：木曽岬町保健センター

●予防接種

定期接種：
BCG、五種混合（ジフテリア・百日咳、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）、MR（麻しん・風しん混合）、日本脳炎、肺炎球菌、水痘
任意接種：
おたふくかぜ、インフルエンザ

（４）不妊に悩む方への支援

本町では、特定不妊治療費にかかる医療費を助成（上限額あり）しています。また、下記の事業のほか、「保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加事業」（通算8回まで）及び「不育症治療費助成事業」を実施しています。

●特定不妊治療費助成事業（先進医療）

対象：

- ・法律上の夫婦又は事実婚の夫婦であること
- ・夫婦のどちらか一方又は双方が当該市町内に住所を有していること
- ・当該特定不妊治療の開始日において、妻の年齢が43歳未満であること

助成対象となる治療：

- ・保険診療の特定不妊治療と併用して実施された先進医療
- ・当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省地方厚生局へ届出を行っている又は承認されている保険医療機関で実施された先進医療

助成金額：

- ・先進医療費の70%の額（上限5万円）

■ 事業方針

今後も町の広報やホームページ、メール配信サービス「すぐメール」等を通じて、本事業の周知を図ります。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

本町では、幼児期の学校教育・保育について、令和元年度からは認定こども園1園（木曽岬こども園）による提供体制となっており、引き続き、保護者の多様なニーズに対応しつつ、教育・保育の一体的提供を図ります。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の推進体制について

1) 教育・保育の一体的な提供の推進

木曽岬こども園では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育と保育の一体的な提供を推進し、こどもの最善の利益と乳幼児期に最もふさわしい生活の場の保障に努めます。

2) 行政における体制

本町における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の推進にあたっては、量の見込みの確保と同時に、質の向上が図られるよう、職員へ研修等を実施し、専門性を有する職員が中心となり適切な指導及び助言などを行います。

また、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を推進するとともに、外国につながるこども（国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つこども）の増加を踏まえて、すべてのこどもがより良い園生活を送れるよう支援に努めるほか、保護者への相談支援に努めます。

3) 地域との連携について

地域及び関係機関の情報共有を強化するため、木曽岬町子ども支援プロジェクト会議を設置し、保健・福祉・教育との連携強化をはかるとともに、地域の組織、団体との支援体制を構築し、環境を整えます。

また一方、木曽岬こども園では、各イベントを通し、地域との交流を深め、地域における親子支援体制を強化していきます。

4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めるとともに、必要に応じて他市町村と連携し、施設等利用給付の円滑な実施の確保に努めます。

第6章 関係機関と連携した施策等

1 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

木曽岬こども園では、0歳6か月からの保育を実施しており、今後も利用を希望する保護者が円滑に利用できるよう、新設するこども家庭センター等を通じた相談支援の充実に努めます。

2 こどもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 児童虐待防止対策

本町では、こどもが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援等訪問事業、各種母子保健事業を通じて、保護者の悩みや困りごとへの相談支援を図るとともに、チャイルドケア講座の開設や各種啓発活動を実施し、児童虐待の発生予防に努めています。

また、こども相談センター、要保護児童対策地域協議会（CAPきそさき会議）と学校、こども園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見と早期対応に取り組むとともに、不登校児やヤングケアラーについての啓発や相談支援について推進を図ります。

今後も、一時保護などの実施が適当と判断した場合や、児童相談所等の権限を要する場合は、関係法令に基づき児童相談所等の対応を求めるとともに、県と連携を図りながら適切な対応を図ります。

(2) 障がい児や医療的ケア児等への施策

障がい児や医療的ケア児の支援については、福祉課や地域包括支援センターや教育委員会等をはじめ、関係機関や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所と連携しつつ、障がい児等への多面的な支援を図っています。

今後も、県の専門機関や児童発達支援センター、近隣市町の事業所等と連携しつつ、障がい児や医療的ケア児等への支援を図るとともに、木曽岬こども園や放課後児童クラブにおいて、障がい児や医療的ケア児の受け入れに努めるなど、障がいのあるこどもや発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）に努めます。



3 職業生活と家庭生活との両立の推進等

本町は、町民へのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発活動を進めるため、家庭や地域、企業の理解と協力を求めるとともに、男性の育児参加を支援し、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めます。

4 外国につながる子どもと家庭への支援の充実

本町は、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、町内で安心して出産や子育てができるよう、行政サービスの多言語化・多文化対応とともに、子どもも含めた外国人住民の生活課題の把握に努めつつ、町内の関係機関・団体等と連携を図り、きめ細やかな生活支援に努めます。

5 放課後等のこどもの居場所の充実

本町では、「学童保育所」や「ホリデー教室（放課後子ども教室）」を通じて、こどもの身近な居場所を提供するとともに、木曽岬町社会福祉協議会（ふれあいの里）にて小中学校の長期休業期間中に実施している「みんなの居場所事業」および「みんなで食堂事業」とも連携をして充実を図るよう努めます。

6 こども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進

本町は、こどもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「木曽岬町子ども・子育て会議」をはじめ、子育て支援に関わる関係機関が参加する会議を定期的に行い、各機関における課題等について議論し、共有を図ります。



第7章 こどもの貧困対策

1 教育の支援

本町は、こどもたちの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、学校教育による学力の保障とともに、地域全体で教育を支える総合的な対策を推進します。

【主な事業と概要】

事業名	事業概要
デジタルドリル公費負担	小中学校において児童生徒の学習意欲を高め、主体的な学びを促すことを目的としてA I型ドリルや授業支援アプリを導入し、その実施に係る費用を全額公費負担しており、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
学校給食費の負担軽減	小中学校における学校給食費の保護者負担を一部公費負担しており、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
英語検定チャレンジ事業	英語検定を受検する中学生に対し、3,000円を上限として検定料の補助を実施する事業であり、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
校外活動補助金	小学校の体験学習・交流活動・修学旅行・社会見学の補助制度であり、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
土曜チャレンジスクール	小学3年～6年に対し、地域指導者や町出身の大学生が講師となり、学力の定着を図るための取組を行っており、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
こども未来塾	中学生へ定期テストの時期を中心として自学自習スタイルで勉強に取り組み、わからないところを学習支援員が個別に支援を行っています。また、学習だけでなく、小学生の稲作体験や星空観察体験、坐禅体験など体験活動も実施しており、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒について、町独自の基準に基づき、学用品費や修学旅行費の援助が受けられる制度です。今後も必要な援助費の支給を図ります。

2 生活の支援

本町は、ひとり親家庭の自立を支援する事業やこどもに関する悩みの相談に対応する事業を推進します。

また、生活困窮者自立支援事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援を図ります。

【主な事業と概要】

事業名	事業概要
こども相談センター	ひとり親家庭を含め、すべてのこどもと子育て家庭の相談に応じる町の相談窓口であり、今後も相談支援を図ります。
一人親家庭等児童入学・卒業祝金	ひとり親家庭等（母子家庭及び父子家庭等）の児童及び遺児の小学校の入学・卒業時、中学校の卒業時に、一定額（一人につき小学校入学時 5,000 円、小学校卒業時 10,000 円、中学校卒業時 10,000 円）を支給しています。今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
学童保育ひとり親家庭補助	学童保育を利用するひとり親家庭に対して、3,000 円／月を補助しており、今後も町独自の取組として継続実施を図ります。
緊急物品等支援、緊急食糧提供事業	社会福祉協議会や生活相談支援センターと連携し、生活困窮者に対する支援を行っており、今後も継続実施を図ります。
生活困窮者自立支援事業の実施	ハローワークや社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援事業を実施しており、今後も継続実施を図ります。

3 保護者に対する就労の支援

本町は、子育て家庭の安定的な経済基盤を確保する観点から、保護者の仕事の確保等、職業生活の安定と向上のための支援に努めます。

【主な事業と概要】

事業名	事業概要
生活困窮者自立支援事業の実施〈再掲〉	ハローワークや社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援事業を実施しており、今後も継続実施を図ります。

4 経済的支援

本町は、子育て家庭の日々の生活を安定させる観点から、様々な法制度に基づく支援を組み合わせ、経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。

【主な事業と概要】

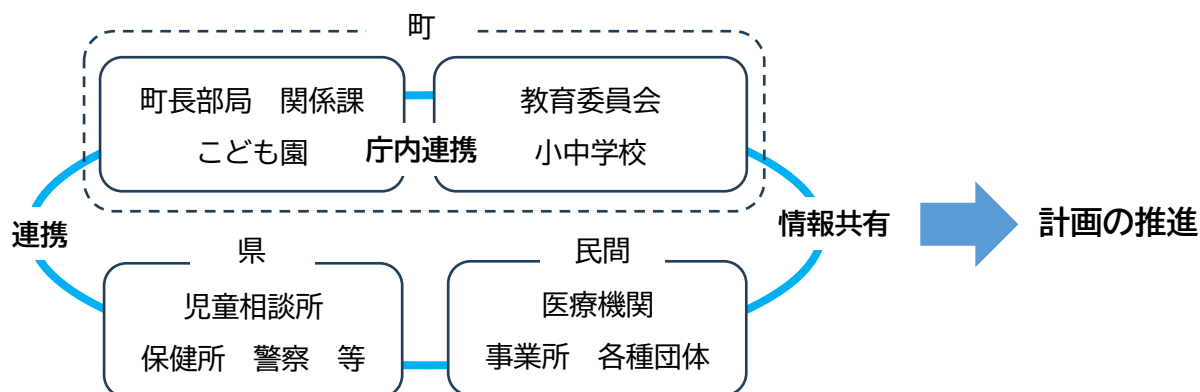
事業名	事業概要
児童手当	高校生年代までの児童を監護、養育する人へ手当を支給する国の制度です。今後も対象者への支給を図ります。
児童扶養手当	18 歳以下の児童を監護、養育するひとり親家庭等へ手当を支給する国の制度です。今後も対象者への支給を図ります。
子どもの医療費助成	入院・通院ともに 18 歳年度末まで無償、三重県と愛知県の協力医療機関で現物給付を行っており、今後も継続実施を図ります。
すこやか赤ちゃん出産祝金	健やかにこどもを産み育てる環境づくりの一環として、お子さまが生まれた家庭に出産祝い金を給付します。（第 1 子 30,000 円、第 2 子 50,000 円、第 3 子以降 70,000 円）
出産・子育て応援事業	安心して出産・子育てができるよう、保健師などが妊娠・子育て家庭への面談を行うとともに、経済的な負担軽減をするために妊娠時と出産時にそれぞれに 50,000 円を給付します。
妊産婦健康診査助成事業	里帰りなどで木曽岬町と契約していない健診実施機関で妊産婦健康診査を受診した際の健診費用の助成を行っています。 （妊娠期最大 14 回助成、産後 2 回助成）
新生児聴覚スクリーニング助成事業	生後 1 か月以内に受けた、新生児聴覚スクリーニング検査費用（最大 3,000 円）を助成しています。
子どもの予防接種費用助成事業	任意の予防接種について助成しています。 ・おたふくかぜ（1 歳以上 3 歳未満の児）1 回 3,000 円を助成。 ・インフルエンザ（1 歳から高校 3 年生相当の児童）1 回 2,000 円で、小学生以下は 2 回まで助成可能です。



第8章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携を図るとともに、児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、警察などとの緊密な連携を図り、情報を共有し、関係機関等と一体となった計画推進を図ります。



2 計画の点検・評価

本計画については、各年度の施策・事業の実施状況、教育・保育施設等の状況などについて、毎年度点検・評価するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。これらの点検・評価は木曽岬町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行います。

3 こども計画の策定

市町村においては、こども基本法第10条第2項に基づき「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、「市町村こども計画」は国のこども大綱や県のこども計画を勘案し策定する必要があります。

本町は、本計画（第3期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画）の見直しや改定時期等にあわせて、他の法律に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等）と一体とする「市町村こども計画」の策定を行います。



1 子ども・子育て会議設置要綱及び委員名簿

木曽岬町子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、木曽岬町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は子ども子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 会議に特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、その特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第6条 会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第7条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「出席委員」という。)の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、子ども・健康課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年告示第53号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年告示第18号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

木曽岬町子ども・子育て会議委員名簿

区分	所属・役職	委員名
学識経験を有する者	元木曽岬小学校長	小森 和彦
学識経験を有する者	主任児童委員	阿部 和子
学識経験を有する者	主任児童委員	杉野 保
子どもの保護者	木曽岬小学校PTA 会長	諏訪 竜助
子どもの保護者	木曽岬こども園PTA 会長	伊藤 愛
子どもの保護者	学童保育所運営委員会 役員	横井 美沙子
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	伊藤医院 院長	伊藤 章
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	TOMO デンタルクリニック 院長	服部 修
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	木曽岬町立木曽岬こども園 園長	岩瀬 洋子

2 計画の策定経過

日付	経過
令和6年3月7日	令和5年度木曽岬町子ども子育て会議 ・計画書の策定概要について
令和6年3月	保護者アンケート（小学生・未就学児）実施
令和6年7月	関係団体アンケート調査実施
令和6年7月29日	木曽岬町子ども・子育て会議（R6第1回） ・アンケート調査結果について
令和6年11月1日	木曽岬町子ども・子育て会議（R6第2回） ・計画書の骨子案について
令和6年12月20日	木曽岬町子ども・子育て会議（R6第3回） ・計画書の素案について
令和6年12月26日 ～令和7年1月17日	パブリックコメントを実施
令和7年1月31日	木曽岬町子ども・子育て会議（R6第4回） ・パブリックコメントについて ・計画書の最終案について

3 用語解説

あ行

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

インクルージョン

「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第19条で「この条約の締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定

か行

外国につながるこども

海外から帰国したこどもや外国人こども、両親が国際結婚のこどもなど

家庭的保育事業

保育者が、自宅に保育スペースを設置して、満3歳に達した日以後3月31日に達する日までの児童を少人数で家庭的な雰囲気大切にしながら保育を行う保育事業

企業主導型保育施設

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

言語聴覚士

ことばによるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門技術者

合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当

公認心理師

公認心理師登録簿への登録を受け、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する相談及び助言等を行う専門技術者

子育て支援センター

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施（令和 6 年 4 月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）

子育てのための施設等利用給付

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のこと

こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口

子ども家庭総合支援拠点

こどもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口（令和 6 年 4 月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）

こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関として令和 5 年 4 月に発足

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律

子ども・子育て支援法

すべてのこどもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援法第60条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたもの

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

令和3年12月21日に閣議決定され、こども政策の基本理念やこども家庭庁の設置とその機能等について定めたもの

こども大綱

令和5年12月22日に閣議決定され、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの

こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されており、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとして規定

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に、令和6年9月25日に施行された法律

こども未来戦略

令和5年12月22日に閣議決定され、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」、これらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して国が策定したもの

子ども・若者育成支援推進法

こども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成22年4月1日に施行された法律

さ行

サポートプラン

心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。その後、法改正に基づき、法律の有効期限が令和7年3月まで延長され、さらに令和17年3月31日まで再延長となった

児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、こどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者

児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准

児童発達支援センター

地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設

児童養護施設

児童福祉法第41条に規定される保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を養護し、その自立のための援助を行うことを目的とする施設

主任児童委員

児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当する指名を受けた者

新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するもの

生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする事業

生活相談支援センター

三重県社会福祉協議会が実施する生活の不安や悩みごとの相談を受け付ける事業

総合計画

これからのまちづくりについて、目指すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた具体的な方向性を示すもので、町の計画の中で最も上位に位置する計画

た行

地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第 27 条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと

な行

認定こども園

幼児教育、保育及び地域の子育て支援を一体的に行う施設

は行

不育症治療費助成事業

医師が必要と認める不育症にかかる治療及び検査にかかる費用を助成する事業

ペアレントトレーニング

より良い親子関係を築くことを目的に、子どもの行動を理解し、適切な対応方法を学ぶ支援方法のこと

保育コンシェルジュ

就学前のこどもの預け先に関する保護者の相談に応じ、子育て支援サービスなどについて情報を提供する役割の者

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域のこどもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図る事業

保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加事業

保険適用の上限回数の治療を終了した後の、保険適用外の特定不妊治療を助成する事業

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと

幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月 1 日より導入された 3～5 歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度

要保護児童対策地域協議会（CAPきそさき会議）

要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関

幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所を単一の施設として一体的な運営を行い、教育及び保育を一体的に提供する認定こども園

ら行

臨床心理士

カウンセラー、セラピスト、心理職など様々に呼ばれている心理学の専門家で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者

レスパイト

乳幼児や障がい児・者、高齢者などの介助・介護をする人が、一時的に解放されて、休息をとれるようにすること

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりの希望どおり、仕事と生活のバランスが取れており、どちらも充実していること

第3期木曽岬町子ども・子育て支援事業計画

発行 子ども・健康課 発行年月 令和7年3月
住所 〒498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地
TEL (0567) 68-6119 FAX (0567) 40-9029

